第７　必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

1　必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等とは、次に掲げる消防用設備等であること。

ア　住宅用消火器及び消火器具
イ　共同住宅用スプリンクラー設備
ウ　共同住宅用自動火災報知設備
エ　住戸用自動火災報知設備
オ　共同住宅用非常警報設備
カ　共同住宅用連結送水管
キ　共同住宅用非常コンセント設備

2　住宅用消火器及び消火器具

住宅用消火器及び消火器具は、省令40号第３条第３項第１号の規定によるほか、次によること。

⑴　住宅用消火器

住宅用消火器は、省令40号第３条第３項第１号イの規定によるほか、次によること。

ア　住戸、共用室又は管理人室の玄関、台所等の容易に目に付く部分に設置すること。▲

イ　省令40号第３条第３項第１号ロただし書きに規定する「廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる」とは、当該住戸、共用室又は管理人室の出入口から、歩行距離20m以下の廊下、階段室、エレベーターホール、エントランスホールその他人が通行する用のみに供する部分をいうものであること。●（第７－１図参照）

（消火器具を設置しないことができる例）

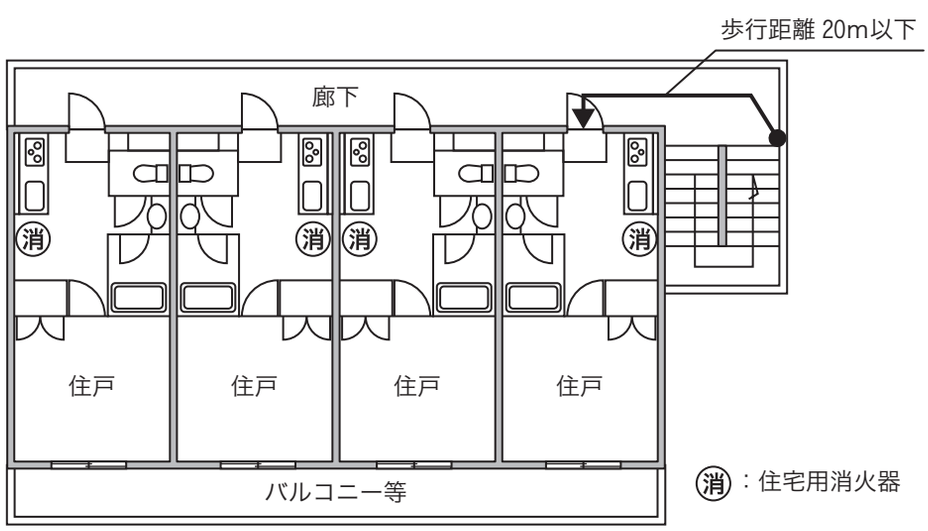

第７－１図

ウ　次に掲げる部分には、住宅用消火器を設けることはできないこと。（第７－２図参照）

㋐　倉庫、機械室その他これらに類する部分
㋑　共用部分
㋒　第２章第１政令別表第１に掲げる防火対象物の取り扱い５⑵みなし従属により、その独立した用途に供される部分

（住宅用消火器及び消火器具の併用設置が必要な例）

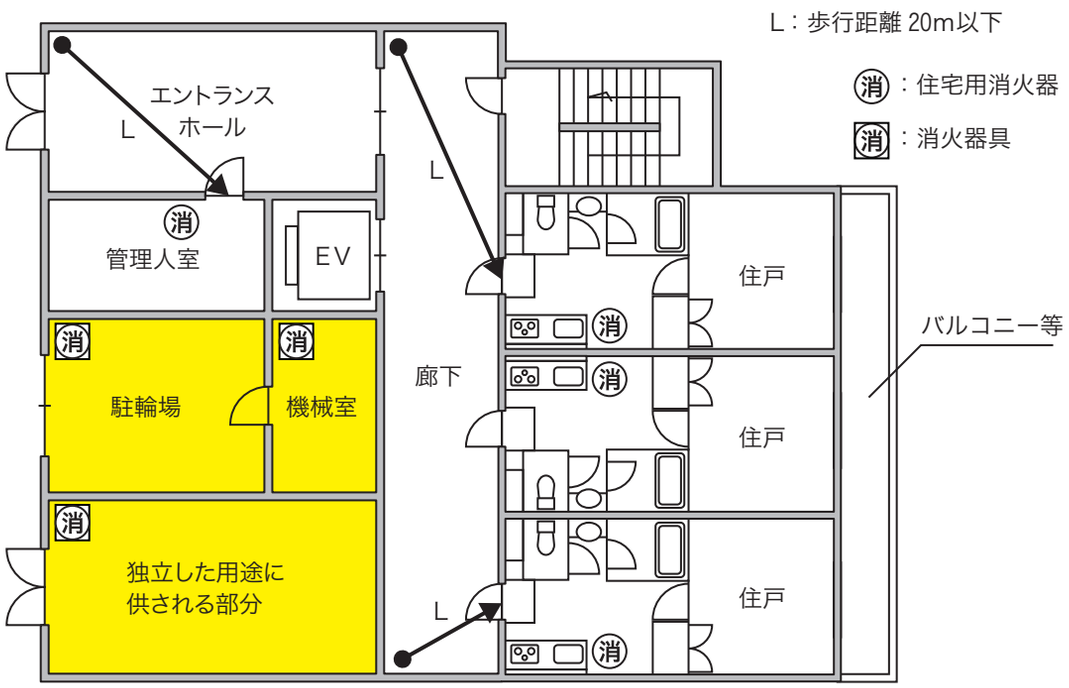

第７－２図

⑵　消火器具

消火器具は、省令40号第３条第３項第１号ロの規定によるほか、次によること。

ア　消火器具は、第４章第１消火器具を準用すること。

イ　消火器具を住戸、共用室及び管理人室の各部分から歩行距離20m以下となるよう共用部分に設置した場合は、政令第32条の規定を適用して、住戸、共用室又は管理人室の住宅用消火器の設置を要しないものであること。（第７－３図参照）

（住宅用消火器の設置を免除することができる例）

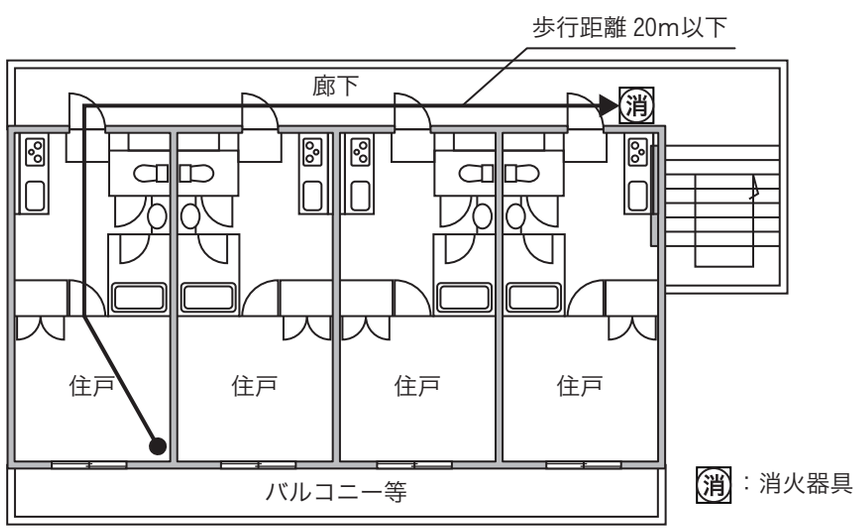

第７－３図

３　共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備は、省令40号第３条第３項第２号の規定によるほか、第８共同住宅用スプリンクラー設備に定めるところによること。

４　共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備は、省令40号第３条第３項第３号の規定によるほか、第９共同住宅用自動火災報知設備に定めるところによること。

５　住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、省令40号第３条第３項第４号の規定によるほか、第10住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備に定めるところによること。

６　共同住宅用連結送水管

共同住宅用連結送水管は、省令40号第５条第１項及び第２項第１号の規定によるほか、次によること。

⑴　主な構成

ア　地階を除く階数が10以下の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第７－４図参照）

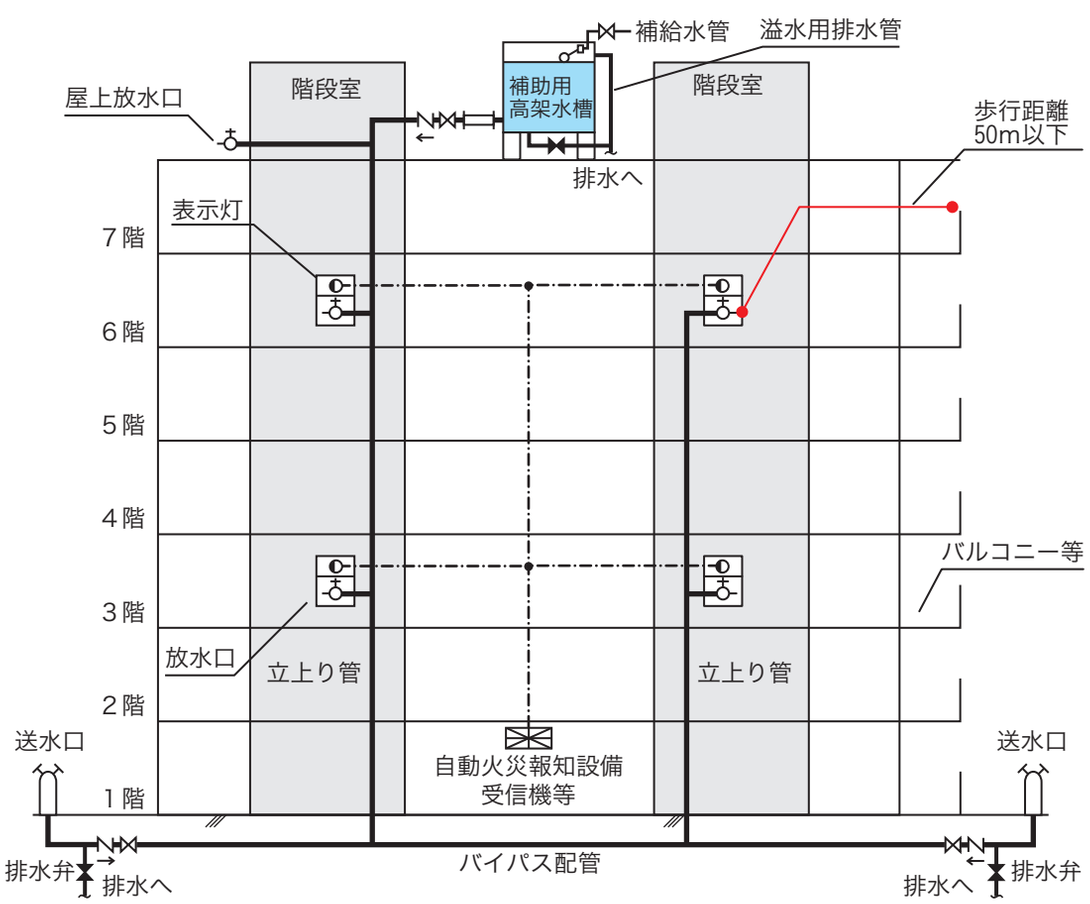

第７－４図

イ　地階を除く階数が11以上の階（以下この項において「高層階」という。）の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第７－５図参照）

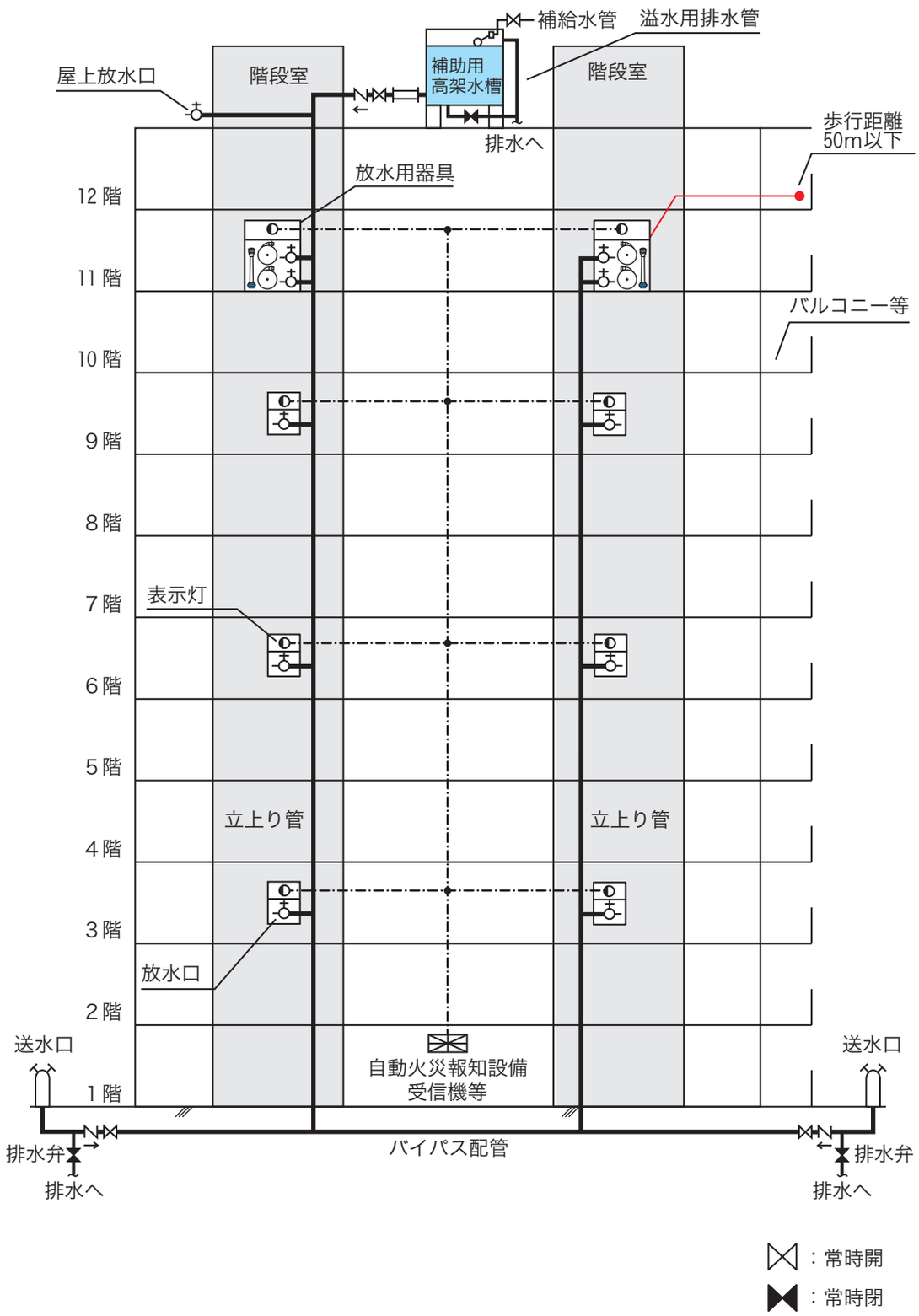

第７－５図

⑵　送水口

送水口は、省令40号第５条第２項第１号ハにおいて準用する政令第29条第２項第３号並びに省令第31条第１号及び第３号から第４号の２までの規定によるほか、第４章第20連結送水管２⑴を準用すること。

⑶　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、省令40号第５条第２項第１号ハにおいて準用する政令第29条第２項第２号並びに省令第31条第５号の規定によるほか、第４章第20連結送水管２⑵を準用すること。

⑷　放水口

放水口は、省令40号第５条第２項第１号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア　放水口は、第４章第20連結送水管２⑶を準用すること。

イ　省令40号第５条第２項第１号ロに「３階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごと」と規定されているが、高層階に設ける放水口は、11階を起点として上方に数えた階数３以内ごとに設けること。▲

ウ　省令40号第５条第２項第１号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ　高層階に設ける放水用器具を格納した箱は、第４章第20連結送水管３⑷（ウ㋐を除く。）を準用すること。

なお、一の放水口の位置ごとに設けること。

オ　高層階に設ける放水用器具は、第４章第20連結送水管３⑸を準用すること。

カ　メゾネット型住戸等が存する部分に放水口を設置する場合は、階数３以内ごとに設置し、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50m以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。●（第７－６図参照）

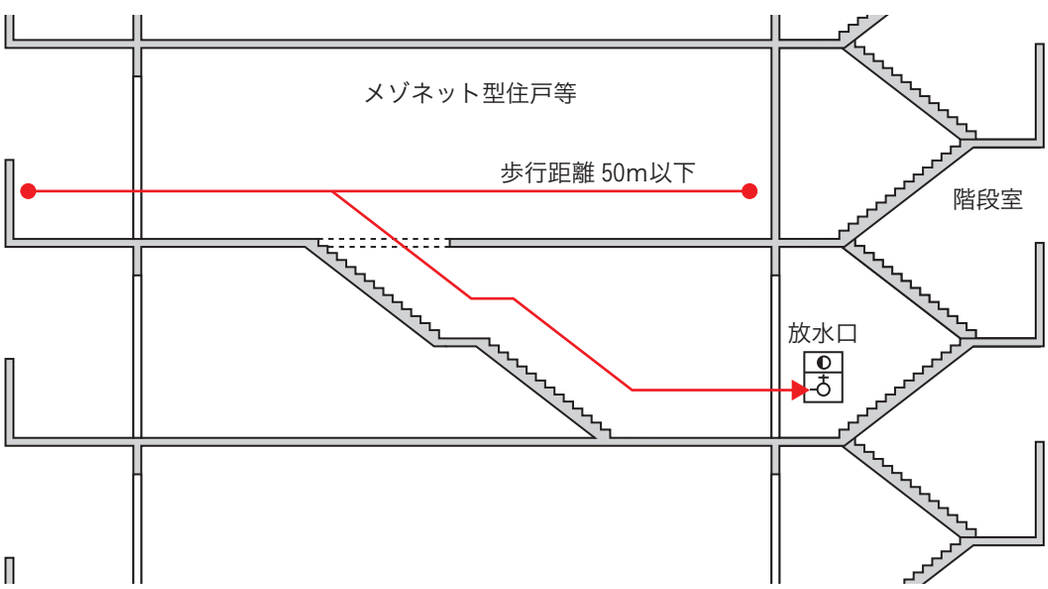

第７－６図

⑸　省令40号第３条第２項第１号ハにおいて準用する省令第30条の４第１項の主管の内径を100㎜未満にすることができる防火対象物は、第４章第20連結送水管４を準用すること。

⑹　設計送水圧力

設計送水圧力は、第４章第20連結送水管５を準用すること。

⑺　配管等の摩擦損失計算

消防用ホース及び配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第４章第20連結送水管６を準用すること。

⑻　貯水槽等の耐震措置

省令40号第５条第２項第１号ハにおいて準用する省令第31条第10号の規定よる貯水槽等の耐震措置は、第４章第20連結送水管７を準用すること。

⑼　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令40号第５条第２項第１号ハにおいて準用する省令第31条第７号の規定によるほか、第４章第20連結送水管８を準用すること。

⑽　総合操作盤

省令第40号第５条第１項第１号ハにおいて準用する省令第30条の３第９号に規定する総合操作盤は、第４章第24総合操作盤によること。

7　共同住宅用非常コンセント設備

共同住宅用非常コンセント設備は、省令40号第５条第２項第２号の規定によるほか、次に定めるところによること。

⑴　設置位置等

設置位置等は、省令40号第５条第２項第１号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア　設置位置等は、第４章第21非常コンセント設備２を準用すること。

イ　省令40号第５条第２項第２号ロに規定する「11階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごと」は、高層階に設ける共同住宅用連結送水管の放水用器具を格納した箱又はその直近に設置すること。

ウ　省令40号第５条第２項第２号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ　階段室型特定共同住宅等の一部にメゾネット型住戸等が存する部分に共同住宅用非常コンセント設備を設置する場合は、前６⑷カによること。

⑵　電気の供給容量

電気の供給容量は、省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている政令第29条の２第２項第２号並びに省令第31条の２第６号及び第７号の規定によるほか、次によること。

ア　電気の供給容量は、第４章第21非常コンセント設備３（⑴を除く。）を準用すること。

イ　非常コンセント設備の電気の供給容量は、一の回路につき、単相交流100Ｖで15Ａ以上の容量とすること。

⑶　非常コンセント

省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の２第

３号に規定する非常コンセントのプラグ受けは、第４章第21非常コンセント設備４を準用すること。

⑷　接地

省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の２第４号に規定する接地工事は、第４章第21非常コンセント設備５を準用すること。

⑸　保護箱等

保護箱（非常コンセントを収納した箱をいう。）及び設置の標示は、省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の２第２号及び第９号の規定によるほか、第４章第21非常コンセント設備６を準用すること。

⑹　常用電源及び配線

常用電源及び配線は、省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の２第５号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、第４章第21非常コンセント設備７を準用すること。

⑺　非常電源及び配線

省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の２第８号に規定する非常電源及び非常電源回路の配線は、第23非常電源によること。

⑻　総合操作盤

省令40号第５条第２項第２号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の２第10号に規定する総合操作盤は、第24総合操作盤によること。